

通勤手当の日割り支給について

1 概要

令和7年4月1日から特定の教職員について、月途中に採用された場合においても、採用月に係る通勤手当を日割りで支給する。

2 対象者

- (1) 臨時的任用教職員
- (2) 任期付教職員(育児休業代替等)
- ※ その他、本採用教職員等が月途中に採用された場合には、採用月の通勤手当は支給されない。

3 支給の始期

通勤手当の日割り支給は、採用日から開始する。

4 支給単位期間

採用日の属する月に係る支給単位期間は、採用日からその月の末日(それよりも前に任期の満了日が定まっている場合はその満了日)までとなる。

(例1)臨時的任用として採用 (任用期間:①4/8~9/30 ②10/1~3/31)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任用	採用						更新					
J R	日割り支給(月末まで)	3か月			1か月	1か月	6か月					

(例2)臨時的任用として採用 (任用期間:①4/8~8/10 ②8/11~3/31)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任用	採用(産休代替)				採用(育休代替)							
J R	日割り支給(月末まで)	3か月			1か月	6か月					1か月	

5 計算方法

(1) 交通機関等(新幹線鉄道等を含む。)利用者

「1か月定期券の金額」と「通勤所要回数分のICカード運賃(または回数券等の計算方法)」のいずれか廉価なもの

(例) R7.4.10~R7.9.30までの任期で、臨時的任用として発令された場合のR7.4月の通勤手当額
通勤経路:浦和駅~北浦和駅

① 1か月定期券の金額→4,280円

② 通勤所要回数分のICカード運賃→146円×28回*=4,088円

⇒ ①と②を比較し、②の方が廉価であるため、R7.4月分の通勤手当は、4,088円を支給

*通勤手当の日割り支給における通勤所要回数は、週休日・休日は除き、出勤予定日をカウントする(交通用具の場合も同様)→上記事例の場合は、14日×2(往復)=28回

(2) 自動車その他の交通用具の使用者

距離に応じた月額に採用月の通勤所要回数(42回を超えるときは42回)を乗じ、42で除した額

(例) R7.4.10~R7.9.30までの任期で、臨時的任用として発令された場合のR7.4月の通勤手当額
通勤距離:15km(自動車を使用)

① 距離に応じた月額→2,000円+(15-2)×710円*=11,230円

② 11,230円×28回÷42=7,486円(端数切り捨て)

⇒R7.4月分の通勤手当は、7,486円を支給

*年度によって変動があります(令和7年度は710円/km)。

(3) 併用者

ア 自動車その他の交通の用具に係る通勤手当が支給されず、回数乗車券等の21回分の運賃等の額(その額が通用期間1か月の定期券の価額を上回る場合には、その定期券の価額)が2千円を下回る場合 ⇒ 2千円にその月の通勤所要回数(42回を超えるときは42回とする。)を乗じ、42で除して得た額

イ 上記ア以外

「(1)交通機関等(新幹線鉄道等を含む。)利用者」及び「(2)自動車その他の交通用具の使用者」の記載した計算方法により、それぞれ算出した額の合計額

(例) (1)と(2)の事例を併用して通勤する方の場合のR7.4月の通勤手当額

交通機関等…4,088円

交通用具 …7,486円

4,088円+7,486円 = 11,574円

6 支給月

市町村立学校給与等報告システムでの報告〆切日までに報告された通勤手当(日割り)は、当月支給とする。ただし、給与管理システム及び市町村立学校給与等報告システムは、現在、通勤手当の日割り支給に伴う改修対応中のため、システム改修が完了するまで(時期未定)は、通勤手当(日割り)の報告をした月の翌月以降に支給することを原則とする。

⇒当面は、通勤手当の申請をした月の翌月に支給されることとなります。

システム改修が完了次第、御連絡いたします。

7 通勤手当(日割り)の報告方法 (市町村立学校給与等報告システム及び給与管理システムの改修前)

	手続を行う者	締切日	手続の内容
1.	通勤手当申請者 (職員本人)	事実発生日から15 日以内	通勤届により、届出を行う。
2.	事務職員	届出提出後速やかに	届出のあった通勤届について、採用月の通勤手当の 認定事務を行う。
3.	事務職員	県費事務担当が指 定する紙報告書の 提出期限まで	追給戻入報告書及び通勤届の写しをメールまたは FAX で提出する。
4.	事務職員	採用月の翌月の給 与報告期限まで	採用月の翌月以降の通勤手当の認定が必要な場合 は、認定事務を行う。 日割り支給となる月以外の報告は、通常通り市町村 立学校給与等報告システムで行う。

【通勤手当(日割り)に係る報告方法について】

詳しくは、令和7年3月31日付け教職第1583-2号「令和7年度当初給与関係例規の改正に伴う通勤手当に係る給与報告について(通知)」を確認してください。

【給与追給戻入報告書の作成について】

記入例は、別添資料を作成ください。

【通勤届の作成方法について】

記入例は、別添資料を作成ください。

8 通勤手当の日割り支給に係る個別事例について

(1) 月途中で採用、当初の発令どおり月途中で退職の事例

発令期間: R7.4.10～R7.4.21

⇒ R7.4.10～R7.4.21までの分を日割りで支給

(2) 月途中で採用、翌月以降も任用予定があったが、採用月の月途中で自己都合退職の事例

発令期間: R7.4.10～R7.9.30 R7.4.25 自己都合退職

⇒ R7.4.10～R7.4.30までの分を日割りで支給

(3) 月途中で採用、同月同じ所属で任用替えの事例

発令期間: R7.4.10～R7.4.21(産休代替)、R7.4.22～R7.9.30(育休代替)

⇒ 発令ごとに計算を分ける

① R7.4.10～R7.4.21 までの分を日割りで計算(端数切捨て)

② R7.4.22～R7.4.30 までの分を日割りで計算(端数切捨て)

⇒ ①と②を合計した額を支給

(4)月途中で採用、同月別の所属で発令の事例

発令期間:R7.4.10~R7.4.21(産休代替・A 学校)、R7.4.22~R7.9.30(育休代替・B 学校)

⇒発令ごとに計算を分ける

① R7.4.10~R7.4.21 までの分(A 学校の通勤経路)を日割りで計算(端数切捨て)

② R7.4.22~R7.4.30 までの分(B 学校の通勤経路)を日割りで計算(端数切捨て)

⇒①と②を合計した額を支給

(5)月途中から採用、当初の発令どおり同月退職予定であったが、1日も勤務実績がなく退職の事例

発令期間:R7.4.10~R7.4.21、1日も勤務実績なし

⇒支給なし

(6)月途中から採用、当初の発令どおり同月退職予定であったが、1日勤務した後、勤務実績がなく退職の事例

発令期間:R7.4.10~R7.4.21、R7.4.10 勤務した後、R7.4.11~勤務実績なし

⇒R7.4.10~R7.4.21までの分を日割りで支給

(7)月途中から採用、同月中に通勤方法を変更、所属変更なしの事例

発令期間:R7.4.10~R7.9.30 R.7.4.21~通勤方法を変更

⇒通勤方法の変更に問わず、日割り月は、認定当初の通勤方法で支給

(8)月途中から採用、同月中に異なる所属で発令されたことに伴う通勤方法の変更の事例

発令期間:R7.4.10~R7.4.21(A 学校・車で通勤)、R.7.4.22~(B 学校・電車で通勤)

⇒異なる所属で発令されたことに伴う通勤方法の変更は、加味して、日割り計算を行う。

① R7.4.10~R7.4.21 までの分(A 学校の通勤経路)を日割りで計算(端数切捨て)

② R7.4.22~R7.4.30 までの分(B 学校の通勤経路)を日割りで計算(端数切捨て)

⇒①と②を合計した額を支給

(9)月途中で任期が終了、間をあけて同月中に月途中で採用される事例

発令期間:R7.4.1~R7.6.10(A 所属) R7.6.16~(B 所属)

⇒R7.6 月分の通勤手当(A 所属)が支給されることから、R7.6.16~R7.6.30 分の日割り支給は行わない。B 所属の通勤手当は、R7.7 月分から支給する。

記入例

カードNo.			所属所名・所属所コード				
1	2	3	4	5	6	7	8
L	3	3	●●小学校				
			4	0	X	0	0

小学校：C
中学校：D
特別支援学校：K

給与追給戻入報告書

令和 7 年 6 月分

(所属長) ○○市立●●小学校長 彩野 次郎

記 入 者 名	夏野 清子
電 話 番 号	× × × (〇〇〇) × × × ×

氏 名		修正 区分	支給年月			支出 科目	1										2										3										4										5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
職 員 番 号			年号	年	月		支給控除 区分	符 号	金 額										支給控除 区分	符 号	金 額										支給控除 区分	符 号	金 額										支給控除 区分	符 号	金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
北 川 辺 一 郎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</

(注) 支給年月、支出科目コードを必ず記入すること。

枚中	枚目
----	----

※様式表面に改正はございません。

記入例①【通勤手当の日割り支給】

月途中採用の臨時的任用職員・任期付職員
(任用期間：4月8日～9月30日)

(裏面)

上段(点線内)は採用月の情報を記載します。
採用月以降の情報は下段を使用します。

確認及び決定欄										令和7年4月8日受理									
普通 交通 機関 等 利用 者	順 路	算出の基礎となる 普通交通機関等		定期券 回数券 その他 別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当 たりの 運賃等 相当額	普通交通機関等 認定の始期	支給月 (毎月支給 は省略)	備考									
		普通交通機 関等の名称	利用区間																
		1	JR〇〇線	〇〇駅～	1か月	9,900円	9,900円 (1箇月)	9,900円	令和7年4月から	4									
2	△△バス	× 〇〇駅西口～ 〇〇停	チャージの ICカード	200円×2×16×7,000/8,200	5,463円 (1箇月)	5,463円	令和7年4月から	4											
公共交通機関(新幹線鉄道含む):「1箇月定期券」又は「通勤所要回数分のICカード運賃(又は回数券)」のいずれか低廉なもの																			
自動車等の額(自動車等の使用距離2.0km)(加算額710円)					1,523円														
普通交通機関等と自動車等の合計額					16,886円														
新幹 線鉄 道等 利用 者	順 路	交通用具:距離に応じた月額を42で割り、通勤所要回数に乗じた額																	
		(例)2km 2,000円の場合 2,000 ÷ 42 × 2 × 16 = 1,523(端数切り捨て)																	
		1					円 (1箇月)	円	年 月 から										
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額					円														
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額及び 1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき					150,000 × [箇月] = 円					年 月 から									
決 定 事 項	条例第9条の5第1項 ☒ 該当(□規則第5条:歩行困難) □第1号:交通機関 □第2号:自動車等使用(□規則第8条の2(通勤所要回数 回)) ☒ 第3号:併用(□規則第8条の2(通勤所要回数 回)) 規則第8条の3 ☒ 第1号 □第2号 □第3号 条例第9条の5第1項 ☐ 非該当(理由:)					備考 任用期間 4月8日～9月30日 支給単位期間 4月8日～4月30月 職員本人が自家用自動車を運転													
	学校職員の給与に関する条例第9条の5及び学校職員の通勤手当に関する 規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。 令和7年4月8日 職名 校長 氏名 ● ● ● ●					取扱者確認欄 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇													

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄										
☐ 運賃等改定 ☐ 規定改正 令和7年5月1日適用					自動車等					
☒ 支給単位期間変更					取扱者確認欄					
普通交通機関等					採用月以降の情報を入力します。 例の場合では、5月以降の通勤手当について入力します。					
順 路	定期券 等の別	運賃等 相当額	1箇月当 たりの 運賃等 相当額	普通交通機関等 の認定の始期	支給月 (毎月支給は省略)	取扱者 確認 欄				取扱者 確認 欄
1	3か月 定期券	26,930円 (3箇月)	8,976円	7年5月から	5					
2	チャージの ICカード	7,170円 (1箇月)	7,170円	7年5月から	5					
3		円 (1箇月)	円	から						
4		円 (1箇月)	円	から						
自動車等(2.0km) 2,000円					取扱者確認欄					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 18,146円					年 月 適用 加算額 円					
1箇月当たりの運賃等相当額が 150,000円を超えるとき					年 月 適用 加算額 円					
新幹線鉄道等					取扱者確認欄					
順 路	定期券 等の別	特別料金等 相当額	1箇月当 たりの 特別料金等 相当額	新幹線鉄道等 の認定の始期	支給月	取扱者 確認 欄				取扱者 確認 欄
1		円 (1箇月)	円	年 月 から						
2		円 (1箇月)	円	年 月 から						
1箇月当たりの運賃等相当額が 150,000円を超えるとき					年 月 適用 加算額 円					
☐ 返納 返納事由(規則第12条の2第1項):					取扱者確認欄					
対象普通交通機関 等(新幹線鉄道等)		払戻金相当額算出基礎		払戻金相当額	事由発生年月	取扱者 確認 欄				取扱者 確認 欄
1				円	年 月					
2				円	年 月					
3				円	年 月					
令和7年5月1日決定					取扱者確認欄					
備考:任用期間4月8日～9月30日 5月～7月 支給単位期間3月					取扱者確認欄					
取 扱 者 確 認 欄	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇				取扱者確認欄					

※様式表面に改正はございません。

記入例②【支給限度額引き上げ】
新幹線鉄道等を利用する場合
(4月1日から新規申請)

従前から新幹線鉄道等を利用する者の認定を行う場合は、通勤手当の金額を算出し直す必要があるため、旧様式を使用せず、新様式(裏面)を新たに使用し、記入例②のとおり記載ください。

氏名	〇〇〇〇
職員番号	××××××

確認及び決定欄										令和7年4月1日受理									
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月(毎月支給は省略)	備考									
		普通交通機関等の名称	利用区間																
		1	JR〇〇線	〇〇駅～××駅	6か月定期券	174,000円	174,000円(6箇月)	29,000円	令和7年4月から	4、10									
		2																	
		3																	
4																			
自動車等の額(自動車等の使用)					710円					2,710円									
普通交通機関等と自動車等の合計額										1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 31,710円									
新幹線鉄道等利用者	順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数券その他別	特別料金等の額の算出基礎	特別料金等相当額	1箇月当たりの特別料金等相当額	新幹線鉄道等認定の始期	支給月(毎月支給は省略)	備考									
		新幹線鉄道等の名称	利用区間																
		1	特急〇〇	〇〇駅～××駅	その他	1,250円×21回×2=52,500円	52,500円(1箇月)	52,500円	令和7年4月から										
		2																	
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額						52,500円													
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき					150,000×〔 〕＝ 円			年 月 から											
決定事項	条例第9条の5第1項 ☒ 該当(☐ 規則第5条：歩行困難) ☐ 第1号：交通機関 ☐ 第2号：自動車等使用 (☐ 規則第8条の2 (通勤所要回数 回)) ☐ 第3号：併用 (☐ 規則第8条の2 (通勤所要回数 回)) 規則第8条の3 ☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 条例第9条の5第1項 ☐ 非該当(理由：)						備考												
	☒ 条例第9条の5第3項該当：新幹線鉄道等利用 (☒ ：往復 ☐ ：片道)																		
学校職員の給与に関する条例第9条の5及び学校職員の通勤手当に関する規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。 職名 校長 令和7年4月1日 氏名 ●●●●						取扱者確認欄	〇〇	〇	〇	〇〇									

2分の1の調整は不要

〇〇 〇 〇 〇〇

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る									
☐ 運賃等改定 ☐ 規定改正 令和 年 月									
☐ 支給単位期間変更									
普通交通機関等									
順路	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定					
1		(円 箇月)	円						
2		(円 箇月)	円						
3		(円 箇月)	円						
4		(円 箇月)	円						
自動車等 (km)									
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額									
1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えるとき									
新幹線鉄道等									
順路	定期券等の別	特別料金等相当額	1箇月当たりの特別料金等相当額	新幹線の認定					
1		(円 箇月)	円	年					
2		(円 箇月)	円	年 月					
1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えるとき 年 月 から									
☐ 返納 返納事由(規則第12条の2第1項)：									
対象普通交通機関等(新幹線鉄道等)		払戻金相当額算出基礎	払戻金相当額	事由発生年月					
1			円	年 月					
2			円	年 月					
3			円	年 月					
4			円	年 月					
令和 年 月 日 決定									
備考：									
取扱者確認欄									

取扱者確認欄				
年 月 適用 加算額 円 円				
取扱者確認欄				

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則附則第2項及び第3項の経過措置に該当する場合は、当該経過措置により支給される通勤手当の額等を備考欄に記載

【記載例】
学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(令和7年埼玉県教育委員会規則第8号)附則第3項第1号 or 第2号適用
経過措置額(普通交通機関等 or 新幹線鉄道等)：●●円
支給期間：令和●年●月～令和●年●月

※普通交通機関等により経過措置に該当する場合は、附則第3項第1号
新幹線鉄道等により経過措置に該当する場合は、附則第3項第2号 を記載

※普通交通機関等により経過措置に該当する場合とは、1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5千円を越える場合を指します。